

【運転・定検状況（区分 ）】

平成 18 年 5 月 23 日

3号機タービン建屋でのけが人の発生について

東京電力株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

5月22日午後5時8分頃、定期検査中の3号機タービン建屋地下2階において、協力企業の作業員が点検のためにタービン駆動原子炉給水ポンプのタービン車室（ケーシング）のボルトを緩める作業をしていたところ、作業に使用していたハンマーの頭部が外れて別の作業員の頬に当たり負傷したことから、業務車にて病院へ向かいました。

診察の結果、口唇裂創と診断されております。

なお、作業員の身体に放射性物質による汚染はありません。

以上

本件は「不適合事象の公表基準」に従い、区分 の事象として、発生した不適合事象を翌営業日に取りまとめて公表しているものです。

（不適合事象の公表基準：<http://www.tepco.co.jp/nu/kk-np/incomp/images/kijun.pdf>）